

日銀業第116号
平成29年2月22日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

国債振替決済制度における預金保険機構の参加者口座において種別「休眠預金等勘定」を設定することとしたこと等に伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第七条を横線のとおり改める。

(参加者口座の種別の設定)

第七条 参加者口座の種別（特別課税種別を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加者口座において設ける。

一 }
二 } 略（不変）
三 }
四 }
五 }
六 }
七 }
八 }
九 }
十 }

十一 金融再生勘定、早期健全化勘定、危機対応勘定、機能強化勘定、被害回復勘定、地域活性化勘定及び、東日本再生勘定及び休眠預金等勘定 預金保険機構の参加者口座

- 第四十一条を横線のとおり改める。

(報告書類の提出)

第四十一条 略（不変）

2 参加者（国を除く。）は、自己の参加者口座に記載又は記録がされている租税特別措置法第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利付国債の年度末現在における国債残高の合計額及び当該利付国債の当該年度における利子額の累計額について、その翌年度の四月十五日までに、国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表（第十七号書式）をその日本銀行取扱店に提出する。

3 略（不変）

○ 別表第一号を横線のとおり改める。

一 参加者口座の種別及び内訳区分

種別	各種別に記載又は記録をする振込国債	内訳区分	各内訳区分に記載又は記録をする振込国債
			略（不変）
東日本再生勘定			略（不変）
休眠預金等勘定	預金保険機構が権利を有する振込国債のうち民間 公益活動を促進するための休眠預金に係る資金	自己口Ⅰ	利付国債、割引国債及び分離国債（預金保険機構を質権者とする質権の目的であるものを除く。）
	の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百号） 第十三条に規定する特別の勘定に係るもの	自己口Ⅱ	利付国債、割引国債及び分離国債のうち預金保険機構を質権者とする質権の目的であるもの

（注）略（不変）